

議案第26号

米原市介護保険条例の一部を改正する条例について

米原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年度から令和5年度までの介護保険の保険料率の改定および平成30年度税制改正の基礎控除額の引上げ等による合計所得金額の変更ならびに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更されたため、この案を提出するものである。

## 米原市介護保険条例の一部を改正する条例

米原市介護保険条例（平成 17 年米原市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 1 号中「35,400 円」を「40,800 円」に改め、同項第 2 号中「49,560 円」を「57,120 円」に改め、同項第 3 号中「53,160 円」を「61,200 円」に改め、同項第 4 号中「63,720 円」を「73,440 円」に改め、同項第 5 号中「70,800 円」を「81,480 円」に改め、同項第 6 号中「81,480 円」を「93,720 円」に改め、同号ア中「35 万円」を「45 万円」に改め、同項第 7 号中「84,960 円」を「97,800 円」に改め、同号ア中「35 万円」を「45 万円」に改め、同項第 8 号中「92,040 円」を「105,960 円」に改め、同号ア中「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 9 号中「106,200 円」を「122,280 円」に改め、同号ア中「200 万円以上 250 万円未満」を「210 万円以上 260 万円未満」に改め、同項第 10 号中「113,280 円」を「130,440 円」に改め、同号ア中「250 万円以上 300 万円未満」を「260 万円以上 320 万円未満」に改め、同項第 11 号中「127,440 円」を「146,760 円」に改め、同号ア中「300 万円」を「320 万円」に改め、同項第 12 号中「134,520 円」を「171,120 円」に改め、同項第 13 号中「141,600 円」を「179,280 円」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「21,240 円」を「24,480 円」に改め、同条第 3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「21,240 円」を「24,480 円」に、「35,400 円」を「40,800 円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「21,240 円」を「24,480 円」に、「49,560 円」を「57,120 円」に改める。

付則第 16 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）」に改める。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 16 項第 1 号の改正規定は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の米原市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

米原市介護保険条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>40,800円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,120円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>61,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>73,440円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>81,480円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,720円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が<u>45万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>97,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>45万円</u>以上120万円未満であり、かつ、</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,560円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,160円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,720円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>81,480円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が<u>35万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>84,960円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>35万円</u>以上120万円未満であり、かつ、</p>	<p>・令和3年度から令和5年度までの介護保険の保険料率の改定および平成30年度税制改正の基礎控除額の引上げ等による合計所得金額の変更に伴う改正</p>

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 105,960円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 122,280円

ア 合計所得金額が210万円以上260万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 130,440円

ア 合計所得金額が260万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 146,760円

ア 合計所得金額が320万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(12) 次のいずれかに該当する者 171,120円

ア・イ 略

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 179,280円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,480円とする。

前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 92,040円

ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 106,200円

ア 合計所得金額が200万円以上250万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 113,280円

ア 合計所得金額が250万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 127,440円

ア 合計所得金額が300万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 略

(12) 次のいずれかに該当する者 134,520円

ア・イ 略

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 141,600円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,240円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,480円」とあるのは、「40,800円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,480円」とあるのは、「57,120円」と読み替えるものとする。

#### 付 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減額または免除)

16 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和國

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,240円」とあるのは、「35,400円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,240円」とあるのは、「49,560円」と読み替えるものとする。

#### 付 則

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減額または免除)

16 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減額または免除については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減額または免除の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス

・法改正により、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変

<p><u>から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p><u>感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略</p>	<p>更されたことに伴う改正</p>
--	--	--------------------